

「戸田市都市公園条例の全部改正（案）」について ご意見を募集します

戸田市では、都市公園以外の公園（児童遊園地、緑地等）についても条例による管理を実施するべく、戸田市都市公園条例の改正を予定しています。

つきましては、広く市民の皆様の考えを反映させるため、下記のとおりご意見を募集いたします。

記

1 意見募集期間

令和7年10月6日（月）から令和7年11月5日（水）まで

2 資料公開場所

みどり公園課、公益財団法人戸田市水と緑の公社、荒川水循環センター上部公園、市政情報コーナー、各福祉センター、笹目コミュニティセンター（コンパル）、戸田公園駅前行政センター2階、新曽南多世代交流館（さくらパル）及び上戸田地域交流センター（あいパル）でご覧いただけます。

また、市ホームページでも公開しています。

3 関係資料

別添 戸田市都市公園条例の全部改正（案）の概要

4 提出方法

資料公開場所への持参、郵便、FAX（433-2200）及び電子メール（midori-koen@city.toda.saitama.jp）及び担当課お問い合わせフォーム（市ホームページ）

資料公開場所により受付時間が異なります。

【お問い合わせフォームはこちら】

二次元コード読み取り後、お問い合わせフォームが開きますので、フォームのタイトルにパブリック・コメント案件名を記入し、ご意見を提出してください。



二次元コード



5 ご意見を提出する際の留意事項

提出に当たって使用する言語は日本語をお願いいたします。

提出に当たっては、住所・氏名（法人にあっては、名称・所在地等の連絡先）を明記してください。記載が無い場合は、提出意見として取り扱えない場合もあります。

6 提出された意見の公表

提出された意見については、それに対する市の考え方を付して、内容を公開することを予定しています（個別の回答はいたしません）。その際に、住所・氏名等は公表いたしません。

なお、ご意見の内容は要約し、掲載する場合があります。また、似た内容のご意見が複数寄せられた場合には、まとめて掲載する場合がありますので、予めご了承ください。

7 戸田市都市公園条例の全部改正（案）についての問い合わせ先

戸田市 環境経済部 みどり公園課

電話 048 - 441 - 1800（内線354）

戸田市市民パブリック・コメント制度についての問い合わせ先

戸田市 総務部 行政管理課

電話 048 - 441 - 1800（内線363）

